

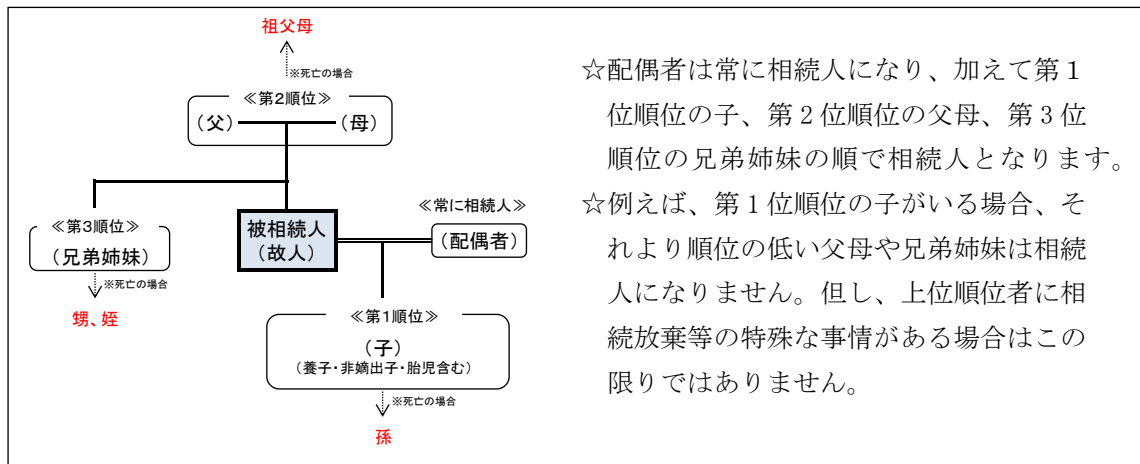
様式第5号

第 号	相 続 人 代 表 者 指 定 届 兼 固 定 資 産 現 所 有 者 申 告 書										
年 月 日											
銚子市長 様											
<p><input type="checkbox"/> 被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 銚子市市税条例第74条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する固定資産現所有者として、下記のとおり申告します。</p> <p>【どちらか一方又は両方に<input checked="" type="checkbox"/>をしてください。】</p>											
相 続 人 代 表 者 (現所有者代表者)	氏 名 (名 称)	フリガナ ※2									被 相 続 人 (所有者) と の 続 柄
	法人番号又は個人番号 ※1										
	住 所 (所在地)										
	生年月日	年	月	日	電話番号						
被 相 続 人 (固定資産課税 台帳の所有者)	氏 名					死 亡 年 月 日	年 月 日				
	住 所										
上 記 以 外 の 相 続 人 (現所有者)	氏 名	※2									被 相 続 人 と の 続 柄
	住 所										
	生年月日	年	月	日	電話番号						
	氏 名	※2									被 相 続 人 と の 続 柄
	住 所										
	生年月日	年	月	日	電話番号						
	氏 名	※2									被 相 続 人 と の 続 柄
	住 所										
	生年月日	年	月	日	電話番号						
	氏 名	※2									被 相 続 人 と の 続 柄
	住 所										
	生年月日	年	月	日	電話番号						
摘 要											

※1 相続人代表者の指定の届出をする方が個人の場合は、個人番号の記載は不要です。
 ※2 相続人代表者の指定の届出をする場合、本人が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について

- 相続人代表者指定届は、賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を定め、届出させていただくためのものです。(固定資産税及び都市計画税、市県民税、軽自動車税共通)
- 固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が死亡し、賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了していない場合に、現所有者(相続人等)が納税義務者となり、現所有者であることを知った日の翌日から4月を経過した日までに、現所有者の申告をしていただくものです。
 - (1) 相続人が2人以上いる場合は、当該固定資産は相続人の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。相続人間において協議のうえ、相続人の中から代表者の方を決定し、提出してください。
 - (2) この手続きは、相続登記完了までの間の被相続人にかかる固定資産税及び都市計画税の納税に関するものであり、実際の相続の権利関係を定めるものではありません。
 - (3) 相続登記の名義変更は、法務局(登記所)での手続きが必要となります。また、未登記家屋の名義変更については、別途、税務課での手続きが必要となります。



☆配偶者は常に相続人になり、加えて第1位順位の子、第2位順位の父母、第3位順位の兄弟姉妹の順で相続人となります。
 ☆例えば、第1位順位の子がいる場合、それより順位の低い父母や兄弟姉妹は相続人になりません。但し、上位順位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。

● 納税通知書の送付・納付について

- (1) 民法 898 条及び地方税法第 10 条 2 の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、納税通知書は相続人(現所有者)代表者の方に送付いたします。
- (2) 相続人(現所有者)代表者から市税口座振替依頼が出されている場合は、この届出にかかる被相続人名義の税についても併せて引落としとなります。

【提出先・問合せ先】

〒288-8601
 千葉県銚子市若宮町1番地の1
 銚子市役所
 税務課課税室固定資産税班
 TEL0479-24-8952